

平成 19 年 7 月 26 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング 20 階

日本リテールファンド投資法人

代表者名 執行役員 近藤 順 茂
(コード番号 8953)

<http://www.jrf-reit.com/>

投資信託委託業者

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 廣本 裕 一

問い合わせ先 常務執行役員 南 俊 一

TEL. 03-5293-7081

投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可取得に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する本投資信託委託業者は、本日、金融庁より「投資信託及び投資法人に関する法律」第 10 条の 2 の規定に基づく認可(業務の方法の変更の認可)を取得いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 認可(業務の方法の変更)の内容

本投資信託委託業者が運用を行う資産の種類として、不動産、特定事業を行う選定事業者に対する出資の持分、動産等を追加するほか、字句の修正を行います。

(注 1) 特定事業とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。)第 2 条第 2 項に定めるものをいい、選定事業者とは、同法第 2 条第 5 項に定めるものをいいます。

(注 2) 動産等とは、民法で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上もしくは利用上不動産に付加された物件等、又は不動産、不動産の賃借権もしくは地上権の取得に付随して取得する物件等をいいます。

2. 認可申請の理由

本投資信託委託業者は、平成 19 年 5 月 11 日付で国土交通省から宅地建物取引業法第 50 条の 2 第に規定する取引一任代理等の認可を取得いたしました。

これに伴い、運用を行う資産の種類に不動産を追加するとともに、本投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人が保有する不動産等の運用にあたり必要なものを追加するために、平成 19 年 6 月 1 日付で金融庁宛て業務の方法の変更に係る認可申請を行ったものです。

なお、当該認可申請につきましては、平成 19 年 6 月 1 日付「投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可申請に関するお知らせ」において公表しております。

3. 許可取得日

平成 19 年 7 月 26 日

以 上